

『古事記』に於ける接続語の頻用をめぐる

矢 嶋 泉

一

『古事記』は〈変体漢文体〉で書かれているとされる。

〈和文体〉と言うべき全文音名表記による歌謡の表記様式を内部に抱え込むとはいえ、歌謡はあくまでも「歌曰」の形式によって導かれる引用であつて、基本的枠組としての散文部分の文体を〈変体漢文体〉と捉えることに問題は無い。勿論、詳細に見れば散文部分にも例えば仁徳記の〈国見説話〉の如く比較的長文にわたる純漢文体表記箇所が見えるが、⁽¹⁾それらは次に引く序文の表記方針に照らせば「全以訓録」の拡大例と見ることが出来る（『古事記』の引用は西宮一民編『古事記新訂版』〈昭和61年〉による。但し、異体字については通行の字体に改める）。

然、上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難。已因

訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長。是以、今、或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓録。

『古事記』散文部分の表記様式の実質は、だから厳密には「交用音訓」と「全以訓録」との混交体なのだが、本稿ではゆるやかにそれを〈変体漢文体〉と捉えておきたい。

ところで『古事記』成立当時に於ける〈変体漢文体〉は、漢文に未習熟の結果としてあるわけではなく、より積極的に「日本語を漢字によつて表記するために用ゐる形式の一つ」として意識されたものであったことが築島裕「變體漢文研究の構想」（『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』、昭和38年）によつて指摘されているが、『古事記』に即して言えば、西宮一民「古事記の文章」（『日本上代の文章と表記』、昭和45年）が論じたように、「和文として最も効果的に讀める文體として」太安万侶により採択されたものと認

められる⁽²⁾。序文の「上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難」なる発言は、〈変体漢文体〉が「日本語として訓讀せらるべきもの」と意識される文体であつたとする前掲築島論の指摘に見合う。言われるように、安万侶の苦心は本来日本語を表記する文字としてあるわけではない漢字を駆使しての日本語の叙述に注がれたのだということを、初めに確認しておく。

かかる「古事記」の文体ないし表現を通して、書契以前の口承世界を透かし見ることが可能なのではないかという見込みは、誰しも抱き易い。いちはやく「古事記」の世界にのめり込んだ本居宣長もその一人である。宣長が「大御國の古意」を体現する書として「古事記」を称揚したことは周知のことに属するが（「古事記伝」一之巻、古記典等総論など。以下、「古事記伝」の引用は筑摩書房『本居宣長全集』第九卷〈昭和43年〉による）、右の「古事記」観は、『日本書紀』との比較を通じて導かれる。

『日本書紀』―「漢に似るを旨として、其文章をかざれる」―「漢籍意」

『古事記』―「字の文をかざらずて、もはら古語をむね」―「大御國の古意」

という二元論と包みあう関係にある。かかる記紀観に立つ宣長が、

上^ツ代に書籍と云物なくして、たゞ人の口に言傳へたらむ事は、必^ス書籍の文の如くには非ずて、此記の詞のごとくにぞ有けむ、

と、「字の文をかざらずて、もはら古語をむね」とする「古事記」の表現的在りように、古代口誦世界との関連性を見ようとしたのは当然の帰結であつた。

宣長が試みた「古事記」―「大御國の古意」という抽象化は、強力な呪縛力となつてその後の注釈史・研究史に拭い難い陰を落とした。散文中に現われる音仮名表記箇所は「古語」の具体的な露出箇所と目されたし、また修辭的・文体的側面に直接・間接に語部の声を聞こうとする試みも多い。

しかし、古代の語りごとを現代に手繰り寄せる見込を支える根拠としてかつて注目された阿礼の「誦習」や声注の存在が、いずれも見込み外れであつたことが確認された現在、我々は宣長の時点に立ち戻つて、宣長の見込みそのものを疑つてかかる必要があるといわねばならない。

二

『古事記』を一読すると、たちまち接続の語の洪水に巻込まれる。

故、所避追而、降出雲國之肥上河上、名鳥髮地。此時

審從其河流下。於是、須佐之男命以為人有其河上而、尋覓上往者、老夫与老女二人在而、童女置中而泣。余、問賜之、「汝等者誰」。故、其老夫答言、「僕者國神、大山上津見神之子焉。僕名謂足上名稚、妻名謂手上名稚、女名謂櫛名田比賣」。亦問、「汝哭由者何」。答白言、「我之女者、自本在八稚女、是、高志之八俣遠呂智此三字、今驗驚者也、每年來喫。今其可來時故泣」。余、問、其形如何」。答白、「彼目如赤加賀智而、身一有八頭八尾。亦其身生蘿及檜・楢、其長度谿八谷・峽八尾而、見其腹悉常血爛也」。此謂赤加賀智者、今驗驚者也。余、速須佐之男命詔其老夫、「是、汝之女者、奉於吾哉」。答白、「恐、亦、不覺御名」。余、答詔、「吾者天照大御神之伊呂勢者也。自伊下三、字以實、故、今自天降坐也」。余、足名稚・手名稚神白、「然坐者恐。立奉」。余、速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女而、刺御美豆良、告其足名稚・手名稚神、「汝等、釀八塩折之酒、亦作廻垣、於其垣作八門、每門結八佐受岐、此三字、以實、每其佐受岐置酒船而、每船盛其八塩折酒而待」。故、隨告而、如此設備待之時、其八俣遠呂智、信如言來。乃每船垂入已頭飲其酒。於是、飲醉留伏寢。余、速須佐之男命拔其所御佩之十拳劔、切散其蛇者、肥河變血而流。

右はスサノヲの八俣遠呂智退治の場面だが、煩わしいばか

りに接続の語が頻用されている。見る如く、接続の語は文頭に集中する傾向を見せるが、西尾光雄「古事記の文章」(「国語と国文学」昭和30年5月)の調査によれば、上巻の約四五〇の文章数中「接続詞や指示代名詞」を用いない文頭は二五例ほどに過ぎないという。

「古事記」に見られる接続語の頻用は、これまでもしばしば指摘されてきたところである。西郷信綱「古事記注釈」第一卷(昭和50年)は、かかる接続語を頻用する説話の展開を「時間の：単純な継起性」として捉え出しつつ、それを「原始的な散文の特徴」と指摘するが(一〇二頁)、しかし同時代の〈変体漢文体〉による作品——例えば「出雲国風土記」や「播磨国風土記」に「古事記」程の頻用傾向が認められるわけではない。問題はあくまでも「古事記」の文体の問題として限定すべきであり、古代散文一般に解消することには問題がある。

さて、かかる接続語頻用の様態については、口誦性に關連づけて説明されることが多かったと言える。はやく小島憲之「古事記の文體」(「国語国文」昭和26年4月)が接続語指示語の重複頻用、句や文の反復、「故」「時」「而」に於ける和文型の存在に着目して口誦性との関わりを論じ(同論は小島「上代日本文學と中國文學 上」(昭和37年)、同「國風暗黒時代の文學 上」(昭和43年)に發展的

に継承されている、これを承けた西宮一民「古事記の文体を中心として」(上田正昭編『日本古代文化の探求 古事記』、昭和52年)も同趣の主張を展開した。接続語・指示語の重複頻用については、小島・西宮両論とも漢訳仏典や口頭語の文体を基調とする中国六朝小説類との関係を考慮するが、小島の論が「語部式の『口うつし』のままではない」と記載レヴェルに踏み止どまった上で、「筆録に至るまでの口承性の名残」を見ようとしている点で、漢訳仏典・六朝小説類からの影響というパイプが維持されているのに対し(「上代日本文學と中國文學 上」)、西宮論は口誦体の共通性による類似という解釈にまで踏み出そうとしているという相違がある。また、尾崎知光「古事記の文体に関する序説的考察」(『名古屋大学文学部研究論集』IV《文学2》、昭和28年3月)には、漢訳仏典などからの影響を全面的に否定し、「語ることから必然的に生みだされた特殊的表现」とする宣長への先祖返りとも言うべき解釈が見える。

さて、小島の説明によれば、接続語は「語り」を積み重ねながら、その内容を單調ながらも次から次へと進行させ(「國風暗黒時代の文學 上」)、「目で読み耳で聞く場合に相手の記憶を強くする」働きを持つ(「上代日本文學と中國文學 上」)、また西宮によれば「語り手が、話題の人物や場面を思うがままに、聞き手に対して誘導するため」

の技法という(「古事記の文体を中心として」)。「耳で聞く」を括弧で括り、また「語り手」「聞き手」をそれぞれ「書き手」「読み手」に換えれば、『古事記』に於ける接続語の機能の説明としては右に尽きていると言え、敢えて異を唱えるところはない。しかし、一体に接続語の頻用は古今東西を問わず口誦性を帯びる伝承に認められるものとされ、聖書(英訳本を言うのであろう)に於ける *and* の頻出が引き合いに出されたり(小島「古事記の文体をめぐって」、「解釈と鑑賞」昭和35年12月)、「不熟な小学生の作文」との類似が指摘されたりする時(尾崎前掲論文)、『古事記』の文体の口誦性の問題は「古事記伝」からどれほど進歩したのか首を傾げざるを得ない。

骨格の露な宣長の論理に、新たに付け加えられたのは、口頭語を反映する漢訳仏典や六朝小説類などに接続語が比較的多く用いられるという事実と、更にそれを口誦文学一般の特徴と認定するための、前者に比べればはるかに貧しい比較文学的・固体発生論的知見(ここには、口誦性と稚拙さとを無媒介に結びつける近代的感性が濃厚に漂う)のみと言っても過言ではない。口頭語の反映があるとはいえず、しかし漢訳仏典も六朝小説類も所詮漢語圏の文献だということは無視し得ない問題ではないのか。『古事記』の接続語は、後述の如く基本的に漢訳仏典を含む中国文献に承接の

助辞として見え、少なくとも用語レヴェルでは漢文の影響下にあると認められるのだが、漢語を母語とし漢字で書かれた作品に於ける承接の助辞の頻用と、見かけの上では漢語と同じ承接の助辞を和語の接続語として置き換えて利用する『古事記』に於ける頻用とは、本質的に異なると考えべきだろう。日本語で書かれようとする『古事記』に即して、承接の助辞を利用することの意味が説明されねばならないはずである。

まして、漢訳仏典・六朝小説類と日本語による古代口誦の文体との類似となると、まさに西宮論の如く「他人のそれ」を強調する以外にないが、しかし、そうした論証法は、『古事記』ないし『古事記』に取り込まれているとされる想定「口誦の文体」に於ける接続語の頻用を、口誦性固有の問題としてつきつめてゆく道を自ら閉ざしてしまい、説明は一般論の域をついに出来ることはできない。想定「口誦の文体」とは畢竟『古事記』の文体に基づくものであり、宣長が示した

「古事記」——「字の文をもかざらずて、もはら古語をむね」——「大御國の古意」

という図式に立ち戻ってしまふことになる。しかし、そもそも『古事記』が「日本語で書かれていること」と「口誦伝承を筆録すること」とを等号で結ぶ謂われは、単なる予

見として宣長のうちにあったに過ぎない。宣長の論理に立ち返って言えば、「大御國の古意」なる評価はさて置き、文体把握の問題として「字の文をもかざらずて」と「もはら古語をむね」との間には無媒介を超えてはならない断層が存在したのではなかったか。「漢に似るを旨として、其文章をかざれる」へ漢文体の「日本書紀」に対し、「字の文をもかざらずて」とは「変体漢文体」により日本語で表現しようとする『古事記』の文体を捉えての謂だが、そもそも「変体漢文体」とは前提として漢文の影響下にあるものであり、そうした「変体漢文体」の位相を超えて一足飛びに「もはら古語をむね」としたというところに短絡するのは無理があったのではなかったか。

三

改めて言えば、問題は何よりも『古事記』に即して立てられねばならない。『古事記』に於ける接続語の様態を、まずは瞥見することから始めよう（論理を透明にするために、小島・西宮が接続語と並んで頻用を指摘する「其」「是」「此」「然」「如此」などの文脈指示語や現場指示語を考察の対象から外した）。さて青木伶子「接続詞および接続詞的語彙一覽」（『品詞別日本文法講座 接続詞・感動詞』昭和48年）によれば、『古事記』散文部分に於ける接続詞および接続詞

的話は、用字に即し次の二四種があるとする。

又 乃 及 仍 (夫) 且 (所以) 是以 亦 次
因此 即 故 是 於是

然 然者 然後 然後者 然而 雖然 (雖然為) 奈
(重加)

但し、用字に即してであれば「因此而」(上巻に一例)を加えるべきであろうし、また右のうち「雖然為」は実際には見えないのでこれを除き、更に「夫」「所以」「重加」の三種は漢文体による序文にのみ用いられているので除外すると、「古事記」の散文には二種が認められることになる。

ところで、「文鏡秘府論」北巻句端に「於是」が「承上事勢、申明其理也」、「及」が「因事變易多、限之異也」、「雖然」「然而」が「將取後義、反於前也」の説明のもとに見えるのを始めとして、「経伝釈詞」「助字弁略」「助語辞」「助辞詳解」などの漢文助辞の解説書中に、右の二種の殆どを見出だすことができる。今、簡便な「公益助語辞集例」(『漢語文典叢書』第六巻所収昭和55年)によって用法を含めて一致が見られるものを拾えば次の如くである。

発語辞 且 故 亦是
承上起下辞 然 且 乃 故 亦 又 即 於是 是
以 然後 然而 雖然
繼事辞 乃 故 亦 又 及 仍 於是

引來辞 然後

ここに見出だされないのは「因此」「因此而」「然者」「然後者」「奈」の五例だが、最後の「奈」については前掲小島「上代日本文學と中國文學 上」に「文選」の賦に「接續詞的用法」の「奈」の存在が指摘されており、「因此」「因此而」「然者」「然後者」の四例を除いた一七例は、基本的に漢文の助辞に一致する(「因此」は同一の用字ではないが「由是、因斯・因茲・由此」などが見える)。この「古事記」の接續語と漢文の助辞との用字・用法面での一致は、いったいどのような問題を投げかけているだろうか。

一体に、日本語に於ける接續詞の發達は他の品詞に比べて遅れたと言われる(永山勇「接續詞の誕生と發達」、『月刊文法』昭和45年10月など)。はやく池上禎造「中古文と接續詞」(『國語國文』昭和22年2月)は中古文に於ける和語承接統詞の未發達を指摘したが、一方築島前掲論文が日本語を表現する文体であったとはいえ(変体漢文体)が漢文訓読語の「梓に非常に強く拘束されてゐる」ことを指摘していたことを想起する時、漢文助辞との一致は自ずと「古事記」の接續語が漢文ないし漢文訓読語の影響下に用いられたものだという解釈に導かれる(漢文の助辞に一致しない「然者」「然後者」の「者」が、日本語シカラバ・シカルノチハの助詞を表記したものとすれば、一度訓読語として

受容した上で改めて漢字表記し直したものと見られる。「因此」「因此而」「然而」についても同様な解釈が成り立つ。前掲青木の一覧表によれば、接続語の種に於いて宣命との一致が認められるが、宣命が訓読語の影響下にあることは通説である)。

〈変体漢文体〉が、基本的に漢文の構文に依存する文体であることを改めて確認すべきだろう。藤井貞和「日本神話における〈語り〉の構造」(『日本文学』昭和56年5月。藤井「物語文学成立史」再録、昭和62年)は、例えば「……速須佐之男命、不治所命之国而、八拳須至于心前、啼伊佐知伎也」の如き音訓交用表記例をめぐって、

国語表記

漢文体

という入れ子型構造を指摘するが、藤井がいうように「古事記」の〈変体漢文体〉とは、「大きく漢文体で包むように仕上げているかたち」と言える。藤井の論は、この先に右の国語表記箇所を通じて古代のフルコトを探り出そうとする道筋が予定されているのだが、その当否は措くとして、藤井の論に共感されるのは「古事記」の文体的把握に見る抑制である。

「古事記」の文体が漢文に依存するという把握は、実は

宣長には明確に意識されていた。「抑此記は、もはら古語を傳ふるを旨とせられたる書なれば、中昔の物語文などの如く、皇國の語のまゝに、一もじもたがへず、假名書にこそせらるべきに」「すべての文、漢文の格に書かれたり」と指摘しつつ、その理由を「歌祝詞宣命などの餘には、いまだ假名文といふ書法は無かりしかば、なべての世間のならひのまゝに、漢文には書かれしなり」と(『古事記伝』一之卷、文體の事)、梓組としての散文部分が基本的に漢文に依拠するものであることを確認している。小島や西宮、或いは尾崎の論の問題は、宣長が確認したはずの埒を越えて、梓組みを形成する〈変体漢文体〉の一部と見るべき接続語までも古代口誦の文体の一部としてしまったところにある。

改めて確認すれば、漢文に於ける助辞と「古事記」接続語との一致は、接続語が〈変体漢文体〉の採用に連関する用語であり、また問題もそこに設定されねばならないことを意味する。接続語の頻用という「古事記」固有の様態は、言われてきたような語りの文体の範疇に属するわけではなかったのである。

四

ここで、前節で得た必ずしも前進的ではない小結を確か

めるために、別の角度から光を当ててみたい。

まず、口誦的要素を色濃く残すとされる（石母田正）「古代文学成立の一過程」『日本古代国家論』、昭和48年）、『出雲風土記』意宇郡の〈国引き詞章〉を見ることにしたい。

A 所以號意宇者、国引坐八束水臣津野命詔、「八雲立出雲國者、狭布之稚國在哉。初國小所作。故、將作縫」詔而、B 「梓衾志羅紀乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有」詔而、C 童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闌々耶々爾、河船之毛々會々呂々爾、國々來々引來縫國者、D 自去豆乃折絶而、八穗爾支豆支乃御埼。以此而、堅立加志者、石見國與出雲國之堺有、名佐比賣山是也。亦持引綱者、藪之長濱是也。B 亦「北門佐伎國矣、國之餘有耶見者、國之餘有」詔而、C 童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闌々耶々爾、河船之毛々會々呂々爾、國々來々引來縫國者、D 自多久乃折絶而、狹田之國是也。B 亦「北門農波乃國矣、國之餘有耶見者、國之餘有」詔而、C 童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闌々耶々爾、河船之毛々會々呂々爾、國々來々引來縫國者、D 自宇波折絶而、闌見國是也。B 亦「高志之都都乃三埼矣、國

之餘有耶見者、國之餘有」詔而、C 童女胸鉏所取而、

大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闌々耶々爾、河船之毛々會々呂々爾、國々來々引來縫國者、D 三穗之埼。持引綱夜見鳴。堅立加志者、有伯耆國火神岳是也。E 「今者國者引訖」詔而、意宇杜爾、御杖衝立而、意惠登詔。故云意宇。（注略）

「風土記」の引用は、秋本吉郎校注・日本古典文学大系による」

今、石母田の分析にいちいち付き合う余裕を持たないが、我々は〈国引き詞章〉の持つ口誦的要素として、詞章の復が認められること、部分的ではあるが歌謡の5・7のリズムに近い韻律が認められること、枕詞が用いられていることの三点、特に日常の言語との乖離が顕著な第二・第三点を強調しておきたい。

さて、右の〈国引き詞章〉にも「故」「以此而」「亦」の三種の接続の語が計七回にわたって用いられている（但し、石母田が論じたようにA冒頭の「所以號意宇者」とE末尾の「故云意宇」とはこの物語を地名説話化するための付加的部分であり、従ってEに見られる「故」は考察の対象から外しておくべきだろう。現に「故……」は、地名起源説話の結末として現地名を導く基本形式である）。しかも、会話を措けばAの冒頭を除き、すべての文頭に置かれてい

る。

これは「古事記」に等しい様態であるにも拘らず、しかし「古事記」の文体とは遠い感覚を抱かせるのは、まず第二節に引いた例文に見るように「古事記」が比較的短文の連続体であるのに対し、〈国引き詞章〉の一文がかなりの長さにとわたることによる。また、接続語の機能という点に注目すると、「古事記」の場合、次に見るよつに

故：降……。此時箸：流下。於是：尋覓：老夫：老女：

童女：泣。忝問：「……誰」。故：答……。亦問：「……哭由

……」。答：「……八俣遠呂智：來時……」。忝問：「……形……」。

答：「……身……亦……蘿及檜棺……八頭八尾……」。忝詔：

「……女……奉於吾……」。答：「……亦不覺……名……」。忝答：「……

天照大御神之伊呂勢……故……天降……」。忝……白……奉……」。

忝……乃……櫛……成……童女……告……「……釀……酒……作……垣……作

……門……結……佐受岐……置酒船……盛……酒……待……故……待……八

俣遠呂智：來。乃……飲……酒。於是……醉……寝。忝……切散

……」。

物語がほぼ全面的に接続語（特に文頭の）につき動かされて展開し、また接続語が物語に緊張を与えているのに対し、〈国引き詞章〉では「亦」で繋がるB C・B' C'・B'' C''・B''' C'''は並列的に羅列されているのみで、B C↓亦B' C'↓亦

B'' C''↓亦B''' C'''と物語が進展するわけではない。地名起源説話としてなら、B Cの反復を空洞化してDのヴァリエーションのみを列挙し、直ちにEに接続することで十分だが、それではこの詞章の本質の殆どすべてが破壊されてしまうことは明かだ、詞章としての意義は現在を保証するDの固有名詞以上に、空洞化が可能なB Cの反復にあると言えるだろう。B C・B' C'・B'' C''は、冒頭に提示される地名を除けば、全く同一詞章の繰り返しであり、説話的展開がない以上、基本的には接続語で繋ぐ必要はないと言つてよい。D中の「以此而」や「亦」も最後のDでは省略されていることでも明かなように、本質的には不要のものである。「古事記」との比較の上で〈国引き詞章〉を特徴づけている文体的要素は、韻律を持ち歌謡的修辭さえ用いて反復されるB Cの中にこそ見るべきだろう。先述した文の長さは、まさにB Cの詞章の長さによるのである。

かくて接続語を除いた残余の部分に残る〈国引き詞章〉の韻律や修辭以外の特徴は、一口に言つて、「……見者」「……詔而」や「……聞々耶々爾」などの助詞を介しての句と句の連接である。上代・中古に於ける接続詞の未発達を補うものとしては、指示語の多用、副詞および副詞を含む連語の使用、上代語に於ける活用形の用法の広さや（活用形のまま

まで順接・逆説関係を示し得たこと）、中古語に於ける接続助詞の発達などが指摘されているが（前掲池上「中古文と接続詞」、永山「接続詞の誕生と発達」、〈国引き詞章〉の場合、中古語のような接続助詞の発達は見られないにしても、

B…矣、…者、…而、C…而、…而、…而、…而、…而、…爾、…爾、…者、

という句の長い連続は、漢字の用法に依存する表記を含むとはいえ、明かに日本語の助詞

B…を、…ば、…て、C…て、…て、…て、…て、…に、…に、…は、

を明示しつつ、それに寄りかかりつつBC内部の文脈的展開が果たされていると言うことができる。

かかる文脈展開は、口頭語性の濃厚な祝詞にも認められるところである。因みに、祝詞に使用された接続語の種類と頻度を次に示す。

祈年祭	「又」	1	伊勢大神宮
春日祭	0	0	二月祈年、六月十二月次祭
広瀬大忌祭	0	0	豊受宮
龍田風神祭「是以」	2	0	四月神衣祭
平野祭	「又」	1	六月月次祭
久度・古閑	「又」	1	九月神嘗祭
		0	

六月月次 豊受宮同祭 0

同神嘗祭 0 大嘗祭 0

齋内親王奉入時〔次即文中〕1 鎮御魂齋戸祭 0

遷奉大神宮祝詞 0 遷却崇神「是以」〔次〕〔又〕1

大殿祭 0 遣唐使時奉幣 0

御門祭 0 〈参考〉

六月晦大祓 0 出雲國海神祝詞卷「乃」〔是〕〔是〕

東文忌寸部獻横刀時咒 0 儼祭詞 0

鎮火祭「依此豆」1 中臣寿詞「又」1

道饗祭「又」1

「伊勢大神宮」の九つの祝詞のように比較的短いものを多く含むこと、また「鎮火祭」や「遷却崇神」などの一部の祝詞以外に説話的要素が見られないことにも一端の理由はあろうが、右に見る接続語の種類と頻度の貧弱さは、祝詞の文章が本質的に接続語に依存しない独自の文脈展開を持つことを示している。¹⁰⁾

以上の事柄が示す方向性をまとめれば、和文には和文脈固有の文脈展開の方法があったということに尽きる。それを口誦性の問題に横滑りさせてはならないが、少なくとも外来の接続語に依存せずに、活用形や助詞をたよりにして文脈の連接・展開は可能だったのである。

散文と韻文という相違は無視し得ないけれども、稲岡耕

二「萬葉表記論」(昭和51年)が論じたように、柿本人麻呂が七世紀末から八世紀初頭にかけて歌謡表記——わけても助詞・助動詞や活用語の活用語尾という辞的な要素の表記に腐心したことを想起してもよい。本稿の趣旨に即してこれを捉えれば、和歌に於ける文脈の屈折や展開が、それらに依存して果たされることを人麻呂が自覚していたことを意味する。

神野志隆光「記紀における歌謡と説話」(『上代文学』平成元年4月)は、〈変体漢文体〉に依拠する「古事記」散文の問題性を日本語の〈辞〉的な要素の犠牲の上に成り立つものであったことを指摘するが、「古事記」はまさに〈変体漢文体〉の採用によって、和文脈固有の展開とは異なる方向を選択せざるを得なかったのだと言えよう。

「古事記」にも「而」「者」などのように、日本語の助詞「て」「は」「ば」と同様の機能を果たす助辞は用いられており、また、まれに「き」「けり」などの助動詞や「に」「と」「こそ」などの助詞が音仮名表記された例を含むけれども、〈変体漢文体〉という枠組はその徹底した追求を許さない。「なべての世間のならひのまゝに、漢文には書かれしなり」とは宣長の言であったが、「古事記」は自ら選択した文体的枠組の中で、それに相応しい接続語を駆使した、和文脈とは異なる新しい文脈の展開方法に向かったのである。

その成果については前節に見たところであり、文章間の関係を緊密にし、説話全体を統括し、必要に応じて展開に緊張を持たせるところとなつたのである。

おわりに

「古事記」以前に、長い口承の世界が拡がっていたことは確かな事実であるだろう。しかし、「古事記」の文体が言われて来たような口誦性に直ちに結びつくわけではないことを確認しておきたい。だが、それにしても、なぜ「古事記」が日本語本来の姿からの乖離をおしてまで、日本語で書くことにこだわるのか、依然として大きな問題として横たわるが、それについては別稿を用意しなければならぬ。

〈注〉

- 1 福田良輔「古事記の純漢文的構文の文章について」(『古代語文ノート』、昭和39年)に具体的指摘がある。福田は王権の権威・神聖性などを説くために中国思想に基づいて潤色・仮托した場合と、「古事記」のテーマにとって本質的でない部分を概述する場合の、積極的・消極的両ケースを指摘する。
- 2 「古事記」の文体を日本語を表記する目的に関わるとする捉え方の萌芽は、後述の如く既に本居宣長「古事記伝」に見え

る。しかし、宣長の見解は多分に「漢文体」を枠組とする「日本書紀」との相対性から導かれた予見に満ちており、具体的な論証を経たものとは言い難い。

3 但し、宣長は全面的に古代の口誦を見ているわけではなく、「さて又此記は、彼阿禮が口に誦習^{ヨミナラ}へるを録^{レン}したる物なる中に、いと上代のまゝに傳はれりと聞ゆる語も多く、又當時の語つきとおぼしき處もおほければ、悉く上代の語には訓^{トナ}がたし、さればなべての地を、阿禮が語と定めて、その代のこゝろばへをもて訓べきなり」（『古事記伝』二之巻、訓法的事）と述べている。

4 金岡孝「古事記の万葉仮名表記箇所（歌謡・固有名詞を除く）について」（『松村明教授遺曆記念 国語学と国語史』、昭和52年）は、こうした立場からのまとまった仕事のひとつで、散文部分に於ける固有名詞を除いた音仮名表記箇所は「上古」の「言」を、発音のままに——漢字漢語に置換えることなく——筆録し、かつそのままに読まれることを期待した「部分」と結論する。金岡論に対する批判は矢嶋「天津日高」をめぐって」（『青山学院大学文学部紀要』31、平成元年）に述べたので繰返さない。要するに音仮名表記箇所は必ずしも「古語」に限定されるわけではなく、山口佳紀「古事記の表現と訓読」（『国文学』平成3年7月）が「訓字表記困難な場合か、仮名表記することに何か積極的な意義のある場合」と括るところに尽きている。

5 倉野憲司「古事記の文章」（『国語と国文学』昭和5年4月）

は、早い時期に於ける試み。「對偶法」「反復法」「列舉法」「倒置法」「承遞法」などの修辭に「語部の傳誦」の残照を見出だそうとする。

6 「誦習」については、小島憲之「上代日本文學と中國文學上」（昭和37年）が出典を通じて解いたように、文字資料を前提とする作業であつた点は動かない。また、声注は序文に言う「辞理匠見、以注明、意況易解、更非注」に対応して、「辞理」「意況」の「見え置き」場合に施されたものであることが小松英雄「国語史学基礎論」（昭和48年）・山口佳紀「古事記」声注の「一考察」（『万葉』昭和63年12月）によって明かにされている。

7 数値化自体に意義を持たせるわけにはいかないが、比較のために前掲西尾「古事記の文章」に倣って、「古事記」「出雲国風土記」「播磨国風土記」に於ける接続語の文頭使用率を示す（但し、問題を単純化するために、西尾が調査に含めた「指示代名詞」は除いた。なお、接続の語の認定如何によって数値の変動する可能性があるが、あくまでもおよその目安に過ぎないことを確認しておきたい）。

「古事記」	序文	39%	上巻	75%	中巻
	74%		下巻	65%	
「出雲国風土記」	14%				
「播磨国風土記」	37%				

8 漢文一般の「——故——」の型ではなく、「——故、——」のように文と文との間を切らずに接続させる型を指す。

9 〈国引き詞章〉に見る「以此而」は、恐らく「ここをもちて」に当たる接続語と見られるが、はやく山田孝雄『漢文の訓読によりて傳へられたる語法』（昭和10年）に指摘があるように漢文訓読によつてもたらされたものである。〈国引き詞章〉中、唯一明確な機能を果たすAの「故」が接続語カレに相当するとすれば、これまた訓読語である。古代文献中もつとも口誦性の濃厚なものと目される〈国引き詞章〉にして、実際には漢字を以て書かれる際の変質を遂げている点に改めて目を向けないわけにはいかない。

10 祝詞の詞章や「出雲国造神賀詞」中に見える「是以（ここをもちて）」「依此豆（これによりて）」「次即」の内「即（すなはち）」「然毛（しかれども）」「乃（すなはち）」「是尔（ここに）」などもすべて訓読語であることが指摘されている（大坪併治「漢文訓読語における接続詞」「月刊文法」昭和45年10月）。なお、「故」の語はしばしば見えるが、すべて注8に示した「——故、——」の和文型である。